# やまなしで過ごす「山の日」実行委員会事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、やまなしで過ごす「山の日」実行委員会(以下「実行委員会」という。)が、祝日「山の日」を契機として、「山の日」の普及啓発を行うとともに、山梨の山や森林の魅力等の情報発信を行い、もって交流人口の拡大、山梨への移住促進に寄与する事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### (補助対象事業)

- 第2条 補助対象となる事業は、実行委員会が『やまなしで過ごす「山の日」実施要綱』に基づき実施する次の事業のうち、知事が必要と認める事業とする。
  - (1) 普及啓発事業
  - (2) 記念事業
  - (3) 関連事業

## (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第3条 前条に規定する事業に対する補助対象経費及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金交付の申請)

第4条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに補助金交付申 請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

### (補助金交付の決定)

第5条 知事は、補助金交付申請書の提出があったときはこれを審査のうえ、交付の決定を行い、決 定の内容を実行委員会に通知するものとする。

## (補助金交付の条件)

- 第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 実行委員会は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、補助事業変更承認申請書(第2号様式)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 実行委員会は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 実行委員会は、補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

### (補助金の交付)

第7条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払がで

きるものとする。

2 補助金交付の決定を受けた実行委員会は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、 概算払請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

# (実績報告書)

- 第8条 実行委員会は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたと きは、補助事業実績報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業の完了の日又は補助事業の中止若しくは廃止の 承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日の いずれか早い期日までに行うものとする。

#### (補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、実行委員会に通知するものとする。

# (補助金の返還)

第10条 知事は、補助金が交付の目的に反して使われた場合には、その返還を命ずるものとする。

### (証拠書類の整備及び保管)

第11条 実行委員会は、補助事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該 事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

### 附 則

この要綱は、平成9年5月6日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

# 別表

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
普及啓発事業	需用費、役務費、 使用料及び賃借料、負担金		1 補助対象経費の各費目間 において、いずれか低い額
記念事業	報償費、旅費、需用費、役務費、 委託料、使用料及び賃借料、負担 金	当該経費の 10分の10 以内	の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交
関連事業	需用費、役務費、 使用料及び賃借料、負担金		付決定を受けた補助金の額 の増額を伴わない場合

山梨県知事 殿

やまなしで過ごす「山の日」実行委員会会 長 氏 名 印

やまなしで過ごす「山の日」実行委員会事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、やまなしで過ごす「山の日」実行委員会 事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- (4 その他参考資料)

山梨県知事 殿

やまなしで過ごす「山の日」実行委員会会 長 氏 名 印

やまなしで過ごす「山の日」実行委員会補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業について、次のとおり事業の変更を申請しますので、承認をお願いします。

変更の内容

変更の理由

山梨県知事 殿

やまなしで過ごす「山の日」実行委員会会 長 氏 名 印

やまなしで過ごす「山の日」実行委員会補助事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業について、次のとおり事業の中止(廃止)を申請しますので、承認をお願いします。

中止(廃止)の理由

山梨県知事 殿

> やまなしで過ごす「山の日」実行委員会 会 長 氏 名 印

やまなしで過ごす「山の日」実行委員会事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業について、 次のとおり補助金の概算払を請求します。

1 概算払請求額

円

2 内 訳

補助金交付決定額	既概算交付額	差 引 額	今回概算請求額	備    考	<u> </u>

- 3 概算払の理由
- 4 支払いの方法

(1)現 金 指定金融機関・本支店名

(2)口座振替 振替先銀行・本支店名 預金種別(当座・普通)

口座名 口座番号

山梨県知事 殿

やまなしで過ごす「山の日」実行委員会会 長 氏 名 印

やまなしで過ごす「山の日」実行委員会事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業について、 次のとおりその実績を報告します。

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- (3 その他参考資料)